大阪府

テナント区域まで維持管理できていますか？！

テナントの自主管理状況についても把握し、
<u>建物の統一的な維持管理</u>に努めてください。

◆ テナント独自で業者と契約しているなど、テナント区域の維持管理の把握が難しい場合があります。

維持管理が改善されると… → **長期的な施設価値の維持・向上**

テナント側で実施することが多い
建築物環境衛生管理基準

排水

排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより、汚水等の漏出等が生じないように、設備の補修及び掃除を行ってください。

措置内容	実施頻度
排水設備の清掃	1回/6月以内

清掃

掃除を行い、廃棄物を処理してください。

措置内容	実施頻度
日常行うもののほか 統一的に行う大掃除	1回/6月以内

ねずみ等の防除

ねずみ等（※）の発生や侵入の防止、駆除を行ってください。

※ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物

措置内容	実施頻度
ア　ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路、 被害状況について、統一的に調査を実施	1回/6月以内
イ　アの調査結果に基づく ねずみ等の発生を防止するために必要な措置	その都度

大阪府
健康医療部生活衛生室環境衛生課衛生指導グループ　（令和７年３月発行）
〒540-0008 大阪市中央区大手前３丁目２－１２
TEL：06-6944-9180（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：https://www.pref.osaka.lg.jp/o100090/kankyoeisei/tokuteikentiku/tokkennitute.html